

て累積してくるので、放射線管理者も判断に困っているところであろう。本書がその解を与えてくれているので、一読していただくとうい。

本書はその性格からいって、一度通読して済むというのではない。折々に読み直して、常時新鮮な心構えを持って、日々の放射線安全管理に努めていただくとういと考え。

(斎藤直 大阪大学名誉教授)

-----  
(ISBN978-4-904419-67-0, B5判 223頁, 定価本体 7,020円 (税込), 発行アドスリー, ☎ 03-5925-2840, 発売丸善出版, ☎ 03-3512-3256, 2016年)

## 大学等における申請書等の作成マニュアル 2016年改訂版

—放射線障害防止法関係法令に係る手続き—  
大学等放射線施設協議会 編



本書は約10年前に発刊された初版「大学等における申請書等の作成マニュアル」を基に、その後の法令上の改正を反映させた改訂版となっている。この10年の間に東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故という大災害を経験し、放射線障害防止法の改正や監督官庁の変更、変更申請書の書式の変更等も行われ、放射線規制を取り巻く環境も大きく変化してきている。放射性同位元素利用者の減少等に伴う放射線施設の統廃合によって、放射線管理等に精通した専門家が減少している一方で、 $\alpha$ 線医薬品開発の本格化に伴う規制の変更が進められている。同時に放射線管理専門の管理職員の高齢化と退職に伴い、管理経験に乏しい職員が管理・各種申請をせざるを得ない状況が生じている。このような状況を改善していくためには関係者のたゆまぬ努力が必要であるが、適切かつ効率的に申請等を行う工夫の一助として、大学等放射線施設協議会によって本書は企画され、担当理事が中心となって執筆された。申請書式に記載すべき内容について正確を期すために、草稿の段階から放射線対策・保証措置課放射線

規制室の方々に詳細なコメントをいただくことにより、申請を受け付ける側の視点も盛り込むことができたと考えている。

本書は全14章で構成され、第1章では「放射線障害防止法関係法令の改正の概要」と題し、平成17年6月1日施行の法令改正概要と平成19年以降における法令改正概要について分かりやすくまとめられている。第2章は「作成にあたっての基本的考え方」と、申請書類作成時の留意事項等について述べられている。第3～8章では各施設における使用許可と使用承認申請書の書き方が記述されており、第3章「非密封線源使用施設」、第4章「密封線源—許可使用施設」、第5章「密封線源使用施設—届出、表示付認証機器使用施設」、第6章「発生装置使用施設（病院関係を除く）」、第7章「PET（陽電子放出断層撮影）施設」、第8章「病院関係の施設・動物病院関係施設」においては、次ページの図1に示すようにそれぞれ申請書の書式と、図2に示すようにその具体的記載例、添付書類として作成する図面、遮蔽計算等の例まで初めてでも書類作成ができるよう分かりやすく示されている。第9章は「工事を伴う施設の改修による変更申請」として工事期間中の措置に関する添付書類の記載例と注意事項、第10章では「施設の廃止措置」として放射線施設の廃止、放射線事業所の廃止、すべての表示付認証機器の仕様廃止時の申請時における具体的記載例と注意事項等について記述されている。第11章では「事故時の対応」として事故や緊急時における措置について記されている。第12章は「放射線障害予防規程の作成要領」で放射線障害予防規程に関する基本的事項と作成マニュアルが作成例と共に示されている。第13章では「解説『施設の遮蔽計算と空気中及び水中放射能濃度の計算』」として遮蔽計算の方法と濃度計算の方法についてまとめられており、第14章では「その他」として、放射線取扱主任者選任・解任届と、放射線管理状況報告書の具体的記載例と記載時の注意事項等について載せられている。

申請手続き等に関して分かり易く一通り網羅されており、管理経験の浅い方にとっては心強い1冊となることは勿論、専門家の方にもぜひご一読いただき、法令の改正に伴う変更点を確認いただくとともに、これを機に予防規程の見直し等にも役立てていただけるものと考えている。

(戸澤英人・和田洋一郎

東京大学アイソトープ総合センター)

-----  
(ISBN978-4-904419-63-2, A4判 463頁, 定価本体 12,960円 (税込), アドスリー, ☎ 03-5925-2840, 2016年)

図1 申請書の書式

第6号 原子力規制委員会届書(届出関係を除く)

◇6-4-1 様式第十一◇  
(1) 具体的記載例

様式第十一 (第10条の3関係)

許可使用に関する軽微な変更に係る変更届

原子力規制委員会 殿

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
〇〇法人〇〇大学  
学長 〇〇 〇〇 印

放射線同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第5項の規定により、許可使用に係る軽微な変更を届け出ます。

氏名又は名称	〇〇法人〇〇大学
法人にあつては、その代表者の氏名	学長 〇〇 〇〇
住所	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇 〇〇府県 〇〇市〇〇〇〇番地〇〇号 電話番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 )
許可証の年月日及び番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 核第〇〇〇〇号
名称	〇〇法人〇〇大学 サイクロトロンの実験室
所在地	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇 ) 〇〇府県 〇〇市〇〇〇〇番地〇〇号 電話番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) 電話機名 ( 〇〇字部〇〇字科 ) 電話番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) FAX番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) メールアドレス ( 〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇 )
工場又は事業所	〇〇 〇〇 所属機関名 ( 〇〇字部〇〇字科 ) 電話番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) FAX番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) メールアドレス ( 〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇 )
変更の内容(注3)	変更前 放射線同位体元素等許可証 核第〇〇〇〇号 (平成〇〇年〇〇月〇〇日) のとおり
変更の理由	変更後 1 加減粒子(重水素)を使用廃止する 詳細については別紙の通り
変更の理由	変更後 研究内容の変更のため

図2 申請書の具体的記載例

第6号 原子力規制委員会届書(届出関係を除く)

(2) 記載時の注意事項

様式第十一 (第10条の3関係)

許可使用に関する軽微な変更に係る変更届

原子力規制委員会 殿

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
〇〇法人〇〇大学

放射線同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第5項の規定により、許可使用に係る軽微な変更を届け出ます。

氏名又は名称	〇〇法人〇〇大学
法人にあつては、その代表者の氏名	学長 〇〇 〇〇
住所	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇 〇〇府県 〇〇市〇〇〇〇番地〇〇号 電話番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 )
許可証の年月日及び番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 核第〇〇〇〇号
名称	〇〇法人〇〇大学
所在地	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇 ) 〇〇府県 〇〇市〇〇〇〇番地〇〇号 電話番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) 電話機名 ( 〇〇字部〇〇字科 ) 電話番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) FAX番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) メールアドレス ( 〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇 )
工場又は事業所	〇〇 〇〇 所属機関名 ( 〇〇字部〇〇字科 ) 電話番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) FAX番号 ( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) メールアドレス ( 〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇 )
変更の内容(注3)	変更前 放射線同位体元素等許可証 核第〇〇〇〇号 (平成〇〇年〇〇月〇〇日) のとおり
変更の理由	変更後 1 加減粒子(重水素)を使用廃止する 詳細については別紙の通り
変更の理由	変更後 研究内容の変更のため

「許可使用」、「許可証」、「承認使用」、「承認証」に修正すること。